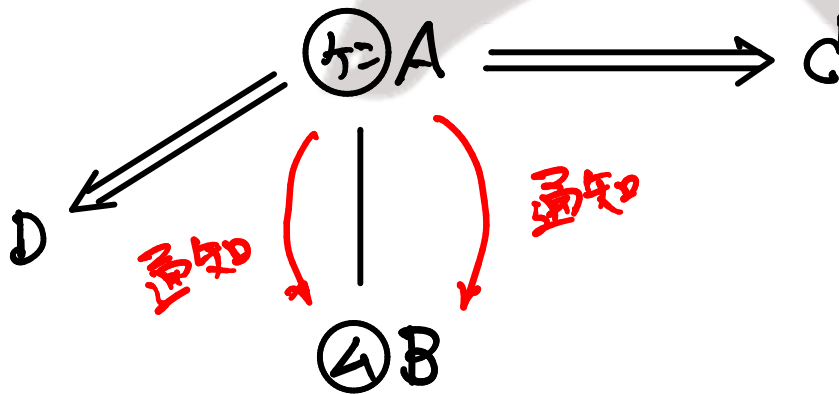


債権の譲渡の対抗要件 宅建 H23-05-4 <<#828>>

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した。AがBに対する代金債権をDに対しても譲渡し、Cに対する債権譲渡もDに対する債権譲渡も**確定日付のある証書**でBに通知した場合には、**CとDの優劣は、確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知がBに到着した日時**の先後で決まる。



【答え】 正しい

≪ポイント≫ 債権の譲渡の対抗要件 【宅建基礎 or 発展】

1 債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の**通知**又は**承諾**は、**確定日付のある証書**によってしなければ、債務者以外の**第三者**に対抗することができない。（民法 467 条）

⇒ **通知が債務者に到達した日時の先後**により優劣を決する（最判昭 49.3.7）

⇒ **複数の確定日付ある通知が同時に到達**した場合、**各譲受人は全額の弁済**を請求することができる（**同時到達**：債務者はいずれの者に弁済することもできる）